

## 令和2年度いわて産業人材奨学金返還支援制度認定企業募集要綱

岩手県では、将来の本県産業を担うリーダーとなる人材の確保と県内定着及びU・Iターン就職を促進するため、大学生及び大学院生等（以下「大学生等」という。）が卒業後、本制度で認定を受けた企業（以下「認定企業」という。）に就職する場合に、岩手県と認定企業とで出捐した基金により、奨学金の返還を支援することとし、本事業の趣旨に賛同いただける企業を募集します。

### 1 目的

認定企業に大学生等が就職する場合に、岩手県と認定企業が出捐した基金により、奨学金の返還を支援する制度を設け、将来の本県産業を担うリーダーとなる人材の確保と県内定着及びU・Iターン就職の促進を図ることを目的とします。

### 2 対象企業

本制度の認定対象は、県内に事業所を有し、以下の対象分野・対象業種に当てはまる企業です。

#### (1) ものづくり・IT関連企業

次の対象分野を営む企業のうち、下記の対象業種に該当する企業

##### ア 対象分野

自動車、半導体、医療・福祉機器、航空機、ロボット、加速器関連、環境・エネルギー及びソフトウェア開発

##### イ 対象業種

日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号。以下「産業分類」という。）に掲げる業種のうち、次の中分類に掲げる業種

- (ア) 18 プラスチック製品製造業
- (イ) 19 ゴム製品製造業
- (ウ) 24 金属製品製造業
- (エ) 25 はん用機械器具製造業
- (オ) 26 生産用機械器具製造業
- (カ) 27 業務用機械器具製造業
- (キ) 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業、
- (ク) 29 電気機械器具製造業
- (ケ) 30 情報通信機械器具製造業
- (コ) 31 輸送用機械器具製造業
- (サ) 32 その他の製造業（時計・同部品製造業に限る）
- (シ) 39 情報サービス業

#### (2) 地域経済牽引事業計画承認企業

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。）に基づき、県から「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた企業

- (3) 地域未来牽引企業  
経済産業省から「地域未来牽引企業」として選定された企業
- (4) 建設関連企業  
産業分類に掲げる業種のうち、次の中分類に掲げる業種に該当する企業
  - ア 06 総合工事業
  - イ 07 職別工事業
  - ウ 08 設備工事業
  - エ 74 技術サービス業（742 土木建築サービス業に限る）

### 3 認定の要件等

- (1) 本制度の認定を受けるための要件は次のとおりです。
  - ア 令和3年3月に卒業予定の大学生等で、本制度により、対象者と認定された者（以下「支援対象者」という。）を正規雇用により採用した場合、当該支援対象者への助成金交付決定額の1/2に相当する額を県が設置する基金へ出捐することを確約できること。
  - イ 認定を受けようとする企業は、「令和2年度いわて産業人材奨学金返還支援制度認定企業申込書（様式第1号）」及び「誓約書（様式第2号）」に必要書類を添えて県に提出すること。
  - ウ 理工系学部以外の学位取得者又は取得予定者を採用する場合は、「理工系学部以外の学位取得者又は取得予定者の採用に係る申立書（様式第3号）」を提出すること。
  - エ この事業を通して得た個人情報については、責任をもって適正に管理し、当事業の目的以外には一切使用しないこと。
- (2) 次の各号に該当しない企業であること。
  - ア 岩手県暴力団排除条例第2条第2号の暴力団又は同号の暴力団若しくは同条第3号の暴力団員と密接な関係を有する企業
  - イ 法令に基づき、雇用保険、労働災害保険、健康保険、厚生年金保険に加入する義務があるにもかかわらず加入していない企業
  - ウ 労働関係法規等の法令に違反している企業
  - エ その他、本制度の信頼を損なうおそれのある企業
- (3) 県は、認定企業に認定証を交付し、併せて県ホームページにその旨を周知します。  
認定企業においても、自社のホームページや広報物を活用し、本制度の学生への周知に努めてください。
- (4) 認定後、申込内容に変更があった場合は、速やかにその旨連絡願います。
- (5) 認定企業は、「2対象企業」、「3認定の要件等」を満たさなくなったとき又は認定継続の意思を失ったときは、速やかにその旨連絡願います。

### 4 認定の取り消し

次のいずれかに該当するときは、認定を取り消す場合があります。

- (1) 申込内容等に虚偽の記述があったとき。

- (2) 「2対象企業」、「3認定の要件等」を満たさないことが明らかになったとき。
- (3) 関係法令等に違反するなど、認定企業として著しく不適切であると認められるとき。

## 5 出捐について

支援対象者を正規雇用として採用した後、当該支援対象者への助成金交付決定額の1/2に相当する額を、一括納付により基金へ出捐していただきます。ただし、分割納付を希望する場合は相談に応じます。

## 6 認定等に係る書類の提出方法

(1) 提出方法 郵送又は持参

(2) 提出先

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号  
岩手県 商工労働観光部 ものづくり自動車産業振興室

(3) 提出書類

ア 令和2年度いわて産業人材奨学金返還支援制度認定企業申込書（様式第1号）

イ 履歴事項全部証明書（3か月以内に発行されたもの）

ウ 会社概要（概要が分かる会社案内、パンフレット等）

エ 誓約書（様式第2号）

オ 理工系学部以外の学位取得者又は取得予定者の採用に係る申立書（様式第3号）

※ オについては、理工系学部以外の学位取得者又は取得予定である支援対象者を採用する場合に提出していただくもので、提出の時期は別途お知らせします。

(4) 提出期限 令和2年10月2日（金）まで受付し、都度認定します。

※ 認定後速やかに、県等のホームページに掲載するほか、大学等へ配布するチラシに順次企業名を掲載させていただきます。

## 7 問合せ先

岩手県 商工労働観光部 ものづくり自動車産業振興室 ものづくり産業振興担当

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

TEL 019-629-5553 、 FAX 019-629-5569

Mail : AB0005@pref.iwate.jp

認定企業や様式等は岩手県のホームページで公開します。

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/monozukuri/ikusei/1008964.html>